

イベントスペース使用条件書

JR 北海道の駅構内でのイベントを実施するにあたり、(株) 北海道ジェイ・アール・エージェンシー (以下、甲という) が定める次の使用条件をイベントスペースの使用申込者 (以下、乙という) は、遵守するものとする。

(イベント等の種類)

第 1 条 使用を許可する対象となる行為は、販売行為等 (現金の授受を伴わない契約行為等の一切を含む) を伴わないイベント及びこれらに付随して行う行為 (以下「イベント」といいます) をいいます。

(使用の範囲)

第 2 条 使用できる範囲は、札幌駅は 90 m (全面) 又は 45 m (半面) の箇所限りとし、高さは 2,100mm 以内に限りします。その他の駅は 25 m 以下に限りします。

(使用の不可)

第 3 条 甲が、乙又はイベントの内容が次の各号の一に該当すると判断したときは使用の許可をしません。

- (1) JR 北海道の業務上支障のあるもの
- (2) 販売行為等 (現金の授受を伴わない契約行為等の一切を含む) を行うもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 風致又は美観を損なうもの
- (5) 公共施設としての品位保持の妨げとなる恐れがあるとき
- (6) 旅客公衆に不快の念を与えるもの
- (7) 特定の政治活動のためにするもの
- (8) 危険を生ずるもの
- (9) 公共通路の管理上、支障となる恐れがあるとき
- (10) 前各号に掲げるもののほか、使用の内容が次に該当するもの
 - ア JR 北海道に不利益を及ぼすもの
 - イ 明らかに虚偽と思われるものまたは誤認を与えるもの
 - ウ 誇大な表現によって一般に不利益を与えるもの
 - エ 特定の個人又は団体等を誹謗し、名誉又は信用を傷つけるもの
 - オ 国際的な信義を損なうもの
 - カ その他、甲及び JR 北海道において不適当と認めたもの

2 乙が次の各号の一に該当する、又はその恐れがあると判断した場合は使用の許可をしません。

- (1) 当該申込に係わるイベントを確実に遂行する能力及び信用実力を有しないと認められるもの
- (2) 契約内容及び本使用条件を遵守する意思がない、甲又は JR 北海道の指導に従う意思がないと認められるもの
- (3) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は整理開始の申立をしたもの及びその申立をうけたもの
- (4) 成年後見人または被保佐人とみなされたとき
- (5) その他不適当と認められるもの

(使用の手続き)

第 4 条 イベントを開催するためスペースを使用する乙は、使用希望日の 6 ヶ月前から 3 週間前までに、所定の「イベントスペース使用申込書」に必要事項を記入の上、企画書 (内容、図面等)、会社概要 (法人のみ) 及びその他甲の指定する書類等を添付して提出して下さい。

2 甲は、使用申請関係書類等を審査の上、「使用承諾書」及び「使用許可証」を交付します。

3 乙又はそのイベント責任者は使用許可証を常に外観上明示できるよう携帯し、又は甲社員又は JR 北海道社員その他関係者の要求があるときは速やかにこれを提示できるよう携行して下さい。

(使用上の制限)

第 5 条 乙は、イベントを行うに当たり次の事項を遵守して下さい。

- (1) 通行者の歩行の障害とならないよう留意すること
- (2) 通行者にまわりついたり、威圧を加えたりその他通行者に不快感を与えないよう留意すること
- (3) 第 2 条に定める範囲 (サンプリング等の行為を含む) を超えないこと
- (4) 使用申込書に記載した使用目的以外にイベントスペースを使用しないこと
- (5) 使用を他の者に譲渡、転貸すること
- (6) 造作工事等、原状に変更を加えるような一切の行為を行わないこと
- (7) 爆発物若しくは発火しやすいもの、その他甲又は JR 北海道が危険と認めるものまたは臭気を発する物の取扱及び他に迷惑を及ぼす恐れがある行為を行わないこと

(イベント会場の管理責任)

第 6 条 設営・撤去時は、甲担当社員が立会いますが、乙はイベントスペースの管理について次の事項を遵守して下さい。

- (1) イベント開催中は適宜必要な人員を配置すること。但し、甲が認めた場合は、この限りではない。
- (2) イベントの開催が 2 日以上期間にわたって行われるときにおいて、当日の開催が終了した後は、貴重品その他盗難の恐れがある物を搬出し、周囲の清掃を行って退出すること
- (3) イベント終了後、使用した物品その他は全て搬出し、イベントスペース内にこれらを遺棄しないこと。また、頒布したピラ等が床面に散在するなど美観を損なうような場合には会場及び周辺の清掃を行うこと
- (4) 什器・備品等を搬入・設置した場合は、イベント終了後速やかに設置した什器・備品等を撤去し当日のうちに原状に回復した上、使用範囲及び周囲の清掃をして開催場所の返還をすること。
- (5) その他、甲又は JR 北海道社員の指示に従うこと

2 イベント終了後、乙は前項第 3 号及び第 4 号に掲げる行為を行った上、遅滞なく甲に対し終了した旨の報告をするともに使用許可証を返還して下さい。

(使用許可の取消)

第 7 条

甲は、次の各号の一に該当するときは、使用開始の前後を問わず一切の解約金を支払わずに催告を要せず直ちに使用許可を取り消すことができます。なお、乙は残余の期間を含めた所定の使用料を払わなければなりません。

- (1) イベントの内容が使用許可申請書またはその添付書類の記載内容と異なることが判明したとき
- (2) 乙が「使用上の制限」又は「イベント会場の管理責任」に列記する事項を遵守しないとき
- (3) 乙が安全基準その他この基準に反する行為を行ったとき
- (4) 通路の管理上、やむを得ない事由が生じたとき
- (5) 乙が第 3 条第 2 項第 2 号の一に該当するとき
- (6) その他社員又は JR 北海道社員の指示に従わないとき

2 JR 北海道がイベントスペースを緊急の用に供する必要があるが生じた場合、使用開始の前後を問わず、一切の解約金を支払わずに催告を要せず、直ちに使用許可を取り消すことができます。

(その他)

第 8 条

以上のほか、イベントスペースの使用について疑義が生じたときは、乙は全て甲の指示に従って下さい。